大阪DXイニシアティブ設置要綱

(設置)

第1条 大阪の自治体におけるデジタル改革を進め、住民サービスの向上と行政の業務効率化を実現するため、府庁のDX(デジタルトランスフォーメーション。以下同じ)と市町村のDX支援に取り組むことを目的とし、大阪DXイニシアティブを設置する。

(所掌事項)

- 第2条 大阪DXイニシアティブは、大阪におけるデジタル改革の実現に向け、次の事項を所掌する。
 - (1) 府庁および市町村のシステム調達のあり方、最適技術の採用、全体最適化の仕組み、専門人材の配置などの課題の抽出、整理、及び分析に関すること。
 - (2) デジタル改革の実現に向けた課題解決を行うための推進体制の検討に関すること。
 - (3) その他大阪府知事が指定する事項に関すること。

(組織)

- 第3条 大阪DXイニシアティブは、議長及び委員をもって組織する。
- 2 議長は、大阪府知事をもって充てる。
- 3 委員は、大阪府副知事及びスマートシティ戦略部長とする。

(会議)

- 第4条 議長は、会議を招集する。
- 2 議長は、大阪DXイニシアティブの目的を達成するため必要があると認めるときは、府の議会の議員、特別顧問及び特別参与(特別職非常勤職員就業等規則(平成24年大阪府規則第287号)第2条第3号及び第4号に規定する特別顧問及び特別参与をいう。)並びに職員、学識経験を有する者その他関係者に対し、会議への出席を求めることができる。

(検討チームの設置)

- 第5条 府庁DXおよび市町村DXの支援にかかる具体的な検討のために、大阪DXイニシアティブに検討チームを設置することができる。
- 2 検討チームの運営に必要な事項は別に定める。

(庶務)

第6条 大阪DXイニシアティブの庶務は、スマートシティ戦略部戦略推進室戦略企画課において 行う。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、大阪DXイニシアティブの運営に関し必要な事項は、議長

が定める。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。